

研究インテグリティの確保に関する規程

2025 年 3 月 4 日制定

(目的)

第1条 この規程は、慶應義塾(以下、「義塾」という。)における研究活動の国際化およびオープン化に伴う研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「研究インテグリティ」とは、研究者等における自らの研究活動に関する必要な情報の報告等による研究活動の透明性および説明責任の確保ならびに義塾における管理体制の整備その他の措置を通じた研究の健全性および公正性をいう。
- 2 「研究者等」とは、教職員、学生等義塾において研究活動を行うすべての者をいう。

(基本方針)

第3条 義塾における研究インテグリティの基本方針は、次のとおりとする。

- 1 研究インテグリティの確保を適正に行う体制を整備する。
- 2 研究インテグリティの確保にかかわる者の責務、責任および権限を明確化する。
- 3 研究インテグリティの確保に関する教育および研修を実施する。

(最高責任者)

第4条 義塾における研究インテグリティを確保する体制を整備するために最高責任者（以下、「最高責任者」という。）を置き、塾長をもって充てる。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、研究インテグリティの確保に関する必要な情報について義塾に報告する。

(統括責任者)

第6条 ① 最高責任者の下に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント(以下、「研究インテグリティ・マネジメント」という。)に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者(以下、「統括責任者」という。)を置き、塾長が指名する常任理事をもって充てる。

(委員会)

第7条 ① 義塾の研究インテグリティ・マネジメントに関する事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

② 委員会は、研究インテグリティの確保に関する次の事項を審議する。

- 1 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定および改廃の審議に関する事項
- 2 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 3 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- 4 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項

5 その他義塾の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

③ 委員会は、慶應義塾安全保障輸出管理規程第8条第3項の委員会と同じ構成とする。

④ 構成員の任期は、同規程第8条第5項に定めるところとする。

(専門委員会)

第8条 委員会は、研究インテグリティ・マネジメントに関する個別の事項や専門的な事項を調査審議するため、必要に応じて、専門委員会を設けることができる。

(事務)

第9条 研究インテグリティ・マネジメントに関する事務は、関連部署と協力の下、学術研究支援部が主管する。

(相談窓口)

第10条 統括責任者は、研究インテグリティの確保に関する相談等を対応させるために相談窓口を設ける。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、塾長が決定する。

附 則

この規程は、2025年3月4日から施行する。